

文献資料紹介

《第50回》

楠川古老三角徳一別冊古文書二対スル説明筆記

並びに

山本秀雄

日本林制史調査資料 鹿児島藩第一号 より

本誌第三十三号に「国有林下戻行政訴訟資料」を紹介したが、

戒めている。

今回の三角徳一の「別冊古文書二対スル説明筆記」も同じ目的で収集されていたものであろう。というのは「国有林下戻行政訴訟資料」も、また三角徳一「説明筆記」も同じ農林省編「日本林制史調査資料・鹿児島藩第一号」ペン書マイクロフィルム本に目次を見るからである。しかし残念にも原本は第二次大戦の東京空襲に際し焼失した由を、問い合わせた電話の返事に教えられた。

実は鹿児島藩第一号マイクロフィルム本には三角徳一の九項目の説明筆記をのせており、第一と第九項に写しの表記が見られる点、原本からの写しを意味しているよう。よって本誌には第一項の「寺社御奉行所御書附留」を紹介するが、ちなみに第九項は漁業問題で、鰯魚の塩辛上納が年々滯納しこれを厳しく

戒めている。

なお第一項は本文をご覧願えるとおわかりのように宗教問題であるが、十八世紀初頭から宝暦年にかけて、一向宗・山伏・修験者・祢宜・神子など宗門関係の入島者が多く、無知恵女童をだまして困る、奉行所役人は不審なる者を詮議し、また寺社も正法によつてきびしく沙汰するよう、寺社奉行所から島内各寺に紛敷者^{マキラワシキモノ}の吟味を度々命じているが……。更に私の興味を示せば、当時の来島者の目的である。

屋久島は古来、山頂に一品法寿権現を祀り、また山中の洞穴

に神事所を設けて無病息災・家内安全・豊漁豊作など祈願する岳参りを行ない自然を大事に守つて來たが、この資料にある入島者を岳参りの行事と重ね合せることが出来るものか、正しい答えを教えて頂きたい。

楠川古老三角徳一が別冊古文書二対スル説明筆記

テ借り受ケ居リ候得共元来大山野(オザンケ)

森林原野ヲ云フナリ) ヲ開墾シテ自作スルコトナレバ宮之浦村が借地料ヲ徵

スベキモノニ無之ニ付楠川村ノ永作地トナシ地租ハ則チ諸木則チ平木ヲ以テシテ山林事件は関係無之候。

第一(今般小生ニテ貼付セシ符箋ノ第一 第二ハ横目ヨリ差出シタル陳情書様ノモナリ。以下同ジ) 寺院ニ関スルモノニ ノニシテ其要領ハ楠川村ヨリ宮之浦村ノ内字吉時原ノ地所ヲ地料十五貫文ニ

上納被仰渡度トノ概要ニ候横目赤崎次

左衛門奉行薬丸宇兵衛岩元助七ノ三氏

ハ何レモ島在籍ノ藩士ニハ相違ナキモ

何年頃ノ人ナルカ是又現今何人ノ祖先

ナルカ判明シ難ク候。

第三ハ前第二ノ申出則チ陳情書ニ対スル

内達ニシテ村中ヨリ其筋ニ正當願書差

出スベシトノ意ニ候而シテ屋久島ノ大

森林原野ハ勝手次第二作リ取り（作り

取リトハ原野開墾ノ意ニシテ屋久島ハ

原野二三年毎に開墾シテ畠トシテ芋作

ヲナスノ例ナリ故ニコレヲ広義ニ解釈

スレバ屋久島ノ大森林原野ハ勝手次第

ニ伐採開墾シテモ納租ノ義務ナシトノ

意ニ候）御免被仰渡置タル場所ニ付平

正徳年中ヨリ宝暦十二年マデ

寺社御奉行所御書附留

写

宝永年間一向宗過分有之候間自身申之義

被仰渡数千人誓詞仕其己後一往者別而相

減候処丑六年以來又々年中数百人被行者

有之不可然事候尤折角遂詮議其科メ申付

事候得共今躰ニ而者不相止年々取広成行

候躰有之最早自身申之詮議無之候右ニ付

木トシテモ上納スベキモノニ無之云々。

第八ハ先便ニテ御送付申上タル文書ノ

第四ハ前第三ニ因リ楠川村百姓ヨリ差出

タル願書。

第五ハ宮之浦下代ヨリ奥書ヲナシテ手形

所ニ進提セシ分。

第六ハ宮之浦人民ニ手形所則チ奉行ヨリ

交渉シテ宮之浦人民ノ承諾ヲ得タルヲ

以テ全村役人ヨリ条件付ノ承諾ヲ差出

シタルモノニ候。

第七ハ右承諾書ヲ得テ手形所則奉行薬丸

ヲナスノ例ナリ故ニコレヲ広義ニ解釈

スレバ屋久島ノ大森林原野ハ勝手次第

ニ伐採開墾シテモ納租ノ義務ナシトノ

意ニ候）御免被仰渡置タル場所ニ付平

ノコトニ候。

明治四十一年六月九日

古田良三殿

瀬知昇一印

尚外ニ御参考トシテ昨今ノ字吉時ノ字岡
御送付申上候右御査収願上候也

上候

第九ハ鰐魚ノ塩辛ノ上納が年々滯納ニ相
成候タメ右ニ関スル徵戒的ノ達ニシテ
「山入」云々ノ文字モ点在致居リ候得
共左程關係無之様被認申候御熟読奉願

（残片ノモノ）原本ニ候。

願うらない杯いたし候而すすめ入候段無別条相聞江別而不宜事候 右ニ付而者何様被仰渡可然候哉向後急度相締候様無之候而不叶之申候間致吟味何分ニ茂可被申出候一向宗御禁止ニ付而者從前ニ被仰渡置候趣有之候間締所茂専役人共より可致沙汰事候処畢竟大形相心得候故不締之儀茂有之候ニ付而此節諸所共曖役人之内壱人宛与頭壱人宛横目壱人宛職分ケを以宗門改方加役申付平日無油断行脚往来称宜山伏躰類氣を付致沙汰候様ニと申渡事候片輪をは病者隠居おし切杯と名乗祈念占いなし候者共之儀茂表向沙門之類ニ而実者紛敷者も有之由候左候得共其元を相糾堅固不申渡置候而者不相止筈候間右之心得を以可被申談候

右可申渡候以上

十月

右之通讀良善助御取次ニ而被仰渡候間各被致承知向後締方遂吟味可被申出候以上

辰十一月八日

寺社奉行所

華一宗之儀ニ而候得共御奉行所より両島

屋久島 五ヶ寺

正建寺

右之通被仰渡候間彼得其意自然紛敷者於有之者遂吟味其上ニ而紛敷者有無之訳此

己正月廿三日

方迄可被申出候尤種子島屋久島之儀ハ法

正建寺 此土院印

楠川村莊屋 喜太郎殿

久本寺本泉院印
日康久

共可申渡旨被仰渡候故之儀ニ而候間法外とし一向宗の名を立而不申候而茂御国御禁止之趣似寄候事をいたし候者ハ皆共御

右之通從前ニ被仰渡置候間可被承置候向疑有之候間能々可被入念候以上

寛政七年 卯八月五日

後紛敷事於有之者可被申出候以上

右之通從前ニ被仰渡置候間可被承置候向

